

グループホームさくらのお家運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人一桜会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、その利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、さくらのお家 とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者1名（介護職員と兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者2名以上（介護職員と兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、調整を行う。

③ 介護職員 入居者3名又はその端数を増すごとに1名以上とする。（常勤換算法）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員、18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容は次の項目のとおりとする。

事業者は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）にあたり、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように利用者の心身の状況を踏まえ、適切に介護するとともに、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮するものとする。また、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供にあたっては、生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をおこなってはならないものとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活のなかで機能訓練
- ④ 相談、援助

（介護計画の作成）

第8条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）計画（以下「介護計画」という。）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得て当該計画書を交付する。
- 3 利用者に対し介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

（利用料等）

第9条

- 1 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の利用料は、介護報酬の告示の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - ① 居室料 1,000円／日
 - ② 食費 1,000円／日（朝食200円、昼食400円、夕食400円）
 - ③ 水道光熱費 720円／日
 - ④ その他の日常生活において利用者の嗜好等に基づき、利用者が負担する事が適当と認められる費用の実費
- 2 月の途中における入居または退去については日額計算とする。
- 3 医療機関入院時、居室料のみ日額計算する。

(認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)費、食費、水道光熱費は、徴収しない。)

- 4 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき指定期日までに受け取るものとする。

(入退去に当たっての留意事項)

第10条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の対象者は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退去してもらう場合がある。

- 3 退去に際して利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条

- 1 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 本事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に定める。

(個人情報保護)

第12条

本事業所が、個人情報法保護法に基づいて取り組むべき事項は、次のとおりとする。

- 1 個人情報を取得後、速やかに利用目的を本人若しくは後見人に通知することが必要であることから、予め利用目的を公表し同意を得るものとする。
- 2 取得した個人情報を適切に保管し、漏洩若しくは滅失することがないように安全管理措置を講じるものとする。
- 3 従業員・委託先より個人情報が漏洩若しくは滅失することがないように誓約書を交し、従業者の監督・委託先の監督を行うものとする。
- 4 本事業所は、保有する個人情報を特に認められた場合以外は、利用者若しくは後見人の同意なく第三者に提供しないものとする。
- 5 利用者若しくは後見人から利用者に関する情報の開示を求められた場合は、原則として、その求めに応じるものとする。
- 6 保有する個人情報に事実でない内容があった場合は、訂正等の求めに応じるものとする。また、個人情報の取り扱いが不適切である場合は、停止等の求めに応じるものとする。

る。

- 7 個人情報に関する開示・訂正・利用停止等の求めをはじめ、個人情報の取り扱いに関する利用者の不満や疑問に対処するため、苦情処理の体制を整備するものとする。

(苦情処理)

第13条

- 1 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるものとする。
- 4 苦情に関して市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 市町村又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条

1 利用者への事前説明

サービス提供に際して、利用者又はその家族に対し、事故発生時の対応を説明し、利用者の同意を得るものとする。

2 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合に対応方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(事故対応マニュアル)

- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- ③ サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、利用者の家族にすみやかに連絡を行うものとする。
- ④ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、すみやかに損害賠償を行うものとする。
- ⑤ 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

3 再発防止

事故が発生した際には、その原因を解明し、事故の再発を防ぐための対策を講じるものとする。

(衛生管理)

第15条

1 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第16条 利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第17条

1 非常災害発生した場合は、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

3 非常災害対策において、実行性の高い対策をとることができるよう、火災、風水害、地震、津波、火山災害の避難計画（マニュアル）を策定し、また、計画内容を掲示するとともに地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めるものとする。

（地域との連携等）

第18条

1 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めるものとする。

（記録の整備）

第19条

1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

① 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画

② 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供した具体的なサービスの内容

③ 身体拘束等を行う場合の、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録等

④ 利用者について、保険給付の適正化の観点から市町村通知に係る記録

⑤ 苦情を受け付けた場合の、当該苦情の内容の記録

⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会設置及び定期的な開催、従業者への周知
- ② 指針の整備
- ③ 定期的な研修の実施
- ④ 担当者の設置

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第21条

- 1 従事者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修・・・・・・・・法人規定に準ずる
 - ② 経験に応じた研修・・・・・・・・随時
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年12月24日から施行する。

附則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年8月20日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。